

春日部駅周辺エリアプラットフォーム構築等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、春日部駅周辺エリアプラットフォーム構築等支援業務委託の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

春日部駅周辺エリアプラットフォーム構築等支援業務委託

(2) 業務目的

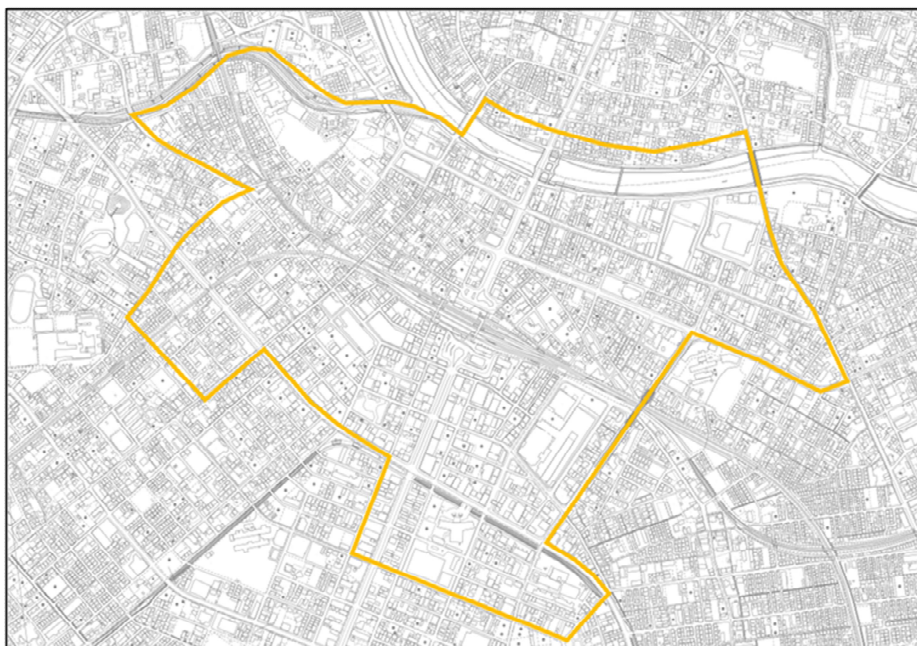
春日部駅周辺では、連続立体交差事業を契機とした「公民連携+学」によるまちづくり（以下、「公民連携まちづくり」という。）を進めるための基本的な方針や取組を示す「春日部市中心市街地まちづくり計画」（以下、「中心市街地まちづくり計画」という。）を令和3年3月に策定した。同計画を推進するため、本市では歩行者の回遊性や滞在快適性を高めることを目的に、街路空間を中心とした公共空間の再編や利活用方針の詳細を定める「かすかべウォーカーカブルガイドライン」の作成を進めている。

今後、上記計画をもとに民間の様々な主体と協議し、取り組みを進めていかなければならないが、中心市街地では公民連携まちづくりを推進する組織や団体が未だにない状況である。公民連携まちづくりの更なる推進を図るためには、様々な主体が同じ場でまちについて議論し、将来のビジョンを共有し、そのビジョンに向かって取り組みを進めていくことが必要である。

エリアプラットフォーム構築等支援業務委託（以下「本委託」という）は、春日部市中心市街地まちづくり計画及びかすかべウォーカーカブルガイドラインの趣旨を踏まえ、「公民連携+学」によるまちづくりの更なる推進を図るため、まちづくりや地域課題の解決に関心を持つ方々で構成されるエリアプラットフォーム構築等のための支援を行うことを目的とする。

(3) 業務対象区域

春日部駅周辺中心市街地（下図参照）



(4) 業務内容

「春日部駅周辺エリアプラットフォーム構築等支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 履行期間

契約の日から令和8年3月23日（月曜日）まで

(6) 予定価格

8,045,400 円（税込）

3 受注者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

4 参加条件

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けている者でないこと。
- (3) 告示日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加等停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加等の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

5 協力会社の参加条件

協力会社は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。協力会社とは、受託者が業務の一部を依頼する委託先をいう。

- (1) 「4 参加条件」(1) から (6) に掲げる要件をすべて満たしていること。
- (2) 単体企業として本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 協力会社の者が、他の参加者の配置予定技術者となることを可能とする。

6 スケジュール

内 容	期 間
公告（市ホームページ）	令和7年4月7日（月）
質問書の受付 （電子メール）	令和7年4月7日（月）～令和7年4月11日（金） 午後5時15分必着
質問書への回答 （市ホームページ）	令和7年4月17日（木）
参加申込書等の受付 （郵送又は直接持参）	令和7年4月17日（木）～令和7年4月30日（水） 午後5時15分必着

一次審査（書類審査）	令和7年5月1日（木）
一次審査の結果通知	令和7年5月8日（木）
企画提案書等の受付 （郵送又は直接持参）	令和7年5月9日（金）～令和7年5月19日（月） 午後5時15分必着
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年5月22日（木）
二次審査の結果通知	令和7年5月下旬
契約締結	令和7年5月下旬

7 質問及び回答

（1）作成方法

「春日部駅周辺エリアプラットフォーム構築等支援業務委託公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」（以下、「作成要領」という。）のとおり

（2）受付期間

「5 スケジュール」のとおり

（3）提出方法

都市計画課あてに電子メールにて提出するとともに、送信確認を電話で行うこと。

なお、メールの表題は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

（4）回答方法

全質問を一括して令和7年4月17日（木）に、春日部市ホームページへ掲載する。

8 参加申込書等の提出

（1）作成方法

「作成要領」のとおり

（2）受付期間

「5 スケジュール」のとおり

（3）提出方法

都市計画課あて、郵送又は直接持参により提出すること。

9 企画提案書等の提出（一次審査通過者のみ）

（1）作成方法

「作成要領」のとおり

（2）受付期間

「5 スケジュール」のとおり

（3）提出方法

都市計画課あて、郵送又は直接持参により提出すること。

10 提出書類一覧表 ※提出書類の詳細は、「作成要領」を参照すること。

提出期限	提出書類	必要部数	提出方法	備考
4/11（金）	質問書	—	電子メール	・作成要領指定様式による（様式1）

4/30（水）	参加申込書等	正本 1 部	郵送または 直接持参	・作成要領指定様式による（様式 2） ・会社概要は任意様式による （パンフレット可）
	協力会社同意書等			・作成要領指定様式による（様式 4） ・会社概要は任意様式による （パンフレット可）
	同種業務実績報告書等	正本 1 部 副本 3 部		・作成要領指定様式による（様式 5）
	関連業務実績報告書等			・作成要領指定様式による（様式 6）
	業務実施体制計画書			・作成要領指定様式による（様式 7）
	参考見積書			・任意様式による
5/16（金）	企画提案届出書	正本 1 部 副本 1 3 部	郵送または 直接持参	・作成要領指定様式による（様式 3）
	企画提案書			・任意様式による

1 1 評価項目及び審査方法

（1）評価項目

一次審査（書類審査）

評価項目	評価基準
1. 会社の評価	① 会社実績（協力会社含む）として、過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）の同種業務の実績
	② 会社実績（協力会社含む）として、過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）の関連業務の実績
2. 業務実施計画の評価	① 作業内容と配置予定技術者（協力会社を含む）のバランス
	② 予定価格との適正性

二次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目	評価基準
企画提案書、プレゼンテーションの評価	①基本的な考え方やコンセプト、提案内容の的確性
	②業務を進めるなかでの創意工夫
	③短期・中期・長期的な視点での賑わい創出と継続性
	④企画提案書の論理性と合理性
	⑤実施方法の具体性と実現性
	⑥説明の理解しやすさと説得力
	⑦本委託に対する熱意

（2）審査方法

（ア）一次審査

- ・参加申込書等の内容について、評価要領に基づき一次審査を行い、評価の高い順に 3 者が二次審査へ進む。
- ・参加者が 3 者に満たない場合は、参加申込書等の提出があったもの全て二次審査へ進むものとする。
- ・評価第 3 位迄の者が複数いた場合は、二次審査に 3 者以上進む場合がある。

（イ）二次審査（プレゼンテーション審査）

- ・一次審査通過者からのプレゼンテーションによる二次審査を行い、一次審査と二次審査の合計評価が最も高い 1 者を委託契約予定業者とする。

※提案事業者が3者に満たない場合であっても、審査の結果、合格基準点60点に達し、選定可と判断された場合は受託予定者とする。

・二次審査の方法は、次のとおりとする。

- (ア) プレゼンテーションは、1者あたり30分（提案説明20分、質疑応答10分）の持ち時間とする。
- (イ) 出席者は、4名以内（出席者は、本委託に従事する現場責任者（配置予定）及び管理技術者（配置予定）、担当技術者（配置予定）とする。
- (ウ) スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等の必要な物品については各自用意・持参すること。
- (エ) 企画提案書及び投影資料には会社名を記載しないこと。（二次審査は会社名を伏せた状態で行う。）
- (オ) スクリーンへ投影する内容は、企画提案書に記載されているものを原則とする。
- (カ) 二次審査の実施通知については、別途案内する。

1 2 審査結果の通知

(1) 一次審査

参加申込書等の提出があった者に対して審査結果を書面にて通知する。併せて、一次審査に通過した者に対して、二次審査の案内を書面にて通知する。

(2) 二次審査

二次審査を行った者に対し審査結果を書面にて通知する。

※1 審査結果への問合せは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面で求めることができる。

※2 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

1 3 契約の締結

- (ア) 選定結果通知後、契約予定事業者から提出された企画提案書の内容について修正協議をすることがある。なお、修正協議が不調の場合は当該事業者との契約を断念し、次の順位の選定候補事業者と協議する。
- (イ) 企画提案書の調整後、速やかに当該業務の契約を締結する。
- (ウ) 参加事業者が3者に満たない場合でも、審査の結果、合格基準点60点に達し、選定可と判断された場合は契約を締結する。

1 4 その他留意事項

(1) 参加資格審査及び提案審査の失格

入札金額が予定価格を超える入札のものは失格とする。

(2) 参加資格審査及び提案審査の無効

企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されたもの。

(3) その他留意事項

- ア 質問書及び業務提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加申込書、企画提案書等は、返却しない。なお、提出された書類は、当業務委託の審査以外の目的で使用しない。
- ウ 企画提案書提出後において、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、業務提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は原則として変更できない。ただし、死亡、病気等やむを得ない理由がある場合は、発注者が認めた場合に限り変更することができる。
- エ 提出された参加申込書、企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から非開示とする。ただし、提出書類に虚偽があった場合等、必要に応じて開示することがある。

15 問合せ・提出先

〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市都市整備部都市計画課中心市街地担当 濱戸、柴野、中村

電話：048-739-6842

FAX：048-736-1974

電子メール：toshikei@city.kasukabe.lg.jp